



2026 年 7 月 8 日

奨学金ご担当者様

各位

公益社団法人 日本フィランソロピー協会
理事長 高橋陽子

「東京海上日動あんしん生命 奨学金制度」告知依頼

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、当協会は 2016 年より東京海上日動あんしん生命保険株式会社とともに、大学へ進学する生徒への給付型奨学金制度、未就学児の教育支援制度を実施しております。疾病により保護者を失った遺児を対象とし、経済的な理由により大学進学や教育の機会をあきらめてしまう方々が、本制度により学ぶ機会を得ていただければと願い設立しました。今回で 11 年目の募集となります。

つきましては、対象となる多くの皆様にお知らせいたしたく、ホームページ等の掲載など、本制度の告知にご協力いただけますようご依頼申し上げます。

10 月 30 日(消印有効)が締め切りとなります。何かご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

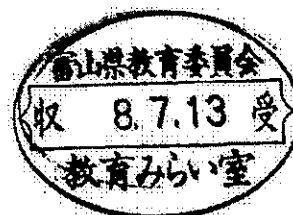
記

(ご送付)

◆東京海上日動あんしん生命 奨学金制度 募集要項 1 部

以上

公益社団法人日本フィランソロピー協会
東京海上日動あんしん生命 奨学金制度
事務局:青木 高
TEL 03-5205-7580 FAX 03-5205-7585
E-mail : aoki@philanthropy.or.jp



東京海上日動あんしん生命 奨学金制度

2027 年度奨学生 募集要項

本奨学金は、疾病により保護者を失った遺児で、経済的理由により進学が困難な方に、奨学金の給付を行うことで大学等への進学を後押しすることを目的とし、「東京海上日動あんしん生命 奨学金制度」に基づいて運営されるものです。

申請資格等	疾病により保護者を失った（※1）遺児で、高等学校等（※2）から大学等（※3）への進学希望があり、経済的理由により援助を必要とし、次の1・2の両方に該当する方。 ※1 死亡診断書の「死亡の原因」欄に病名が記載され、「死因の種類」欄が「1. 病死および自然死」となっていることを条件とします。 ※2 高等学校等とは、学校教育法により定められた次の機関を指し、国・公・私・および昼・夜間の別は問いません。 「高等学校」、「特別支援学校の高等部」、「中等教育学校の後期課程」、「高等専門学校」、「専修学校の高等課程」 ※3 大学等とは、学校教育法により定められた次の機関を指し、国・公・私・および昼・夜間の別は問いません。 「大学」、「短期大学」、「専修学校専門課程」 1. <u>申請資格</u> 2027 年 4 月に満 21 歳未満で、次の（1）～（3）のいずれかに該当する方。 （1）2027 年 3 月末に高等学校等を卒業予定の方。 （2）高等学校等を卒業後、2 年以内の方（大学等に入学されたことのある方は除きます）。 （3）国の「高等学校卒業程度認定試験」に合格された方（大学等に入学されたことのある方は除きます）。 2. <u>所得</u> 申請時における保護者の前年度の年間世帯収入金額が 550 万円を超えない方。 ※ 他の奨学金との併用も可能です。 ※ 東京海上日動あんしん生命でのご契約の有無にかかわらず、ご応募いただけます。
募集人数	30 名
給付額	年間 30 万円
給付期間	対象となる教育機関に在学中の期間（正規の最短修業期間以内）
給付方法	毎年 6 月に、ご指定の口座へ当該金額を振り込みます。